慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法 五五六〕インターネット総合研究所上場廃止処分損害賠償請求事件(東京地裁平成二四年九月二四日判決)
Sub Title	
Author	陳, 宇(Chen, Yu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.6 (2015. 6) ,p.83- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150628-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

インターネット総合研究所上場廃止処分損害賠償請求事件

〔商法　五五六〕

（東京地裁平成二四年九月二四日判決
平成二三年(ワ)第二一七八五号損害賠償請求事件
判例タイムズ一三八五号二三六頁）

〔判示事項〕

一、金融商品取引所は、上場廃止基準の該当性の判断にあたって広範な裁量権を有している。

二、監査法人が中間監査報告書において意見不表明を行ったことについて、その影響が重大であると認め、金融商品取引所の行った上場廃止処分に裁量権の逸脱濫用は認められない。

〔参照条文〕

金融商品取引法一一七条

〔事　実〕

Xは、インターネット関連の事業を営む株式会社で、Yの開設する金融商品市場の東京証券取引所マザーズにその株券を上場していた。Xの会計期間は毎年七月一日から翌年六月三〇日までであり、半期は一二月三一日までである。

Xは、平成一七年七月に、Aの株式につき公開買付を行い、Aの発行済株式の約五三・一％を保有することによってAを連結子会社とした。ところが、AはXが同社の株式を取得する以前から、同社において循環取引等を行っていたことなどを理由に、平成一九年一月二一日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同裁判所は、同月二九日に民事再生手続開始決定を行った。その後、Xは平成一九年三月五日及び同月二九日にAの全株式を第三者に譲渡した。

Xは、本件民事再生手続を受け、平成一九年三月三〇日

付の第一一期半期報告書において、A及びその連結子会社（以下、これらを併せて「Aグループ」という）の決算について、同社が管財人の管理下で再生計画案を策定中であるなど、Xの中間連結財務諸表作成の基礎となりうるAグループの中間決算が確定できないなどを理由にAを連結の範囲に含めるものの、その損益については暫定的に発生額がないものとして取り扱い、また、貸借対照表項目については取り崩すという処理を行った。前記半期報告書では、Xが保有するA株式については、その帳簿価格全額であった一四三億八〇三三万二九六〇円について評価損を計上し、「Aに関する貸借対照表項目の期首残高を暫定的に取崩処理を行ったものである」旨の注記がされたほか、Aにおいて循環取引が行われていた可能性や多額の簿外債務が存在する可能性があること、今後Aの決算が訂正された場合には、財務諸表が訂正される可能性があることなどが記載された。

Xの前記会計処理に対して、Xの監査法人であったBは、平成一九年三月三〇日付の中間監査報告書において、中間連結財務諸表に関して、「中間連結財務諸表を構成すべきAの中間財務諸表項目に対して十分な監査手続が実施できず、……中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった」ことから、「上記の中間連結財務諸表が、上記事項の中間連結財務諸表に与える影響の重要性にかんがみ、X及び連結子会社の平成一八年一二月三一日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間……の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見を表明しない」旨の報告を行った。また、X単体の中間財務諸表についても、同日付の中間監査報告書において同様に「意見を表明しない」旨の報告を行った（以下、これらを「本件意見不表明」という）。

そのため、Yは、平成一九年三月三〇日、Xの株式を監理ポストに割り当てる旨の決定を行い、同年五月二三日には、中間監査報告書において本件意見不表明が行われ、かつ、その影響が重大であると認めたことを理由として、Xの株式について上場廃止とする旨の決定を行った。そして、同決定に基づき、同年六月二四日、Xの株式は上場廃止となった。

Xは、上場廃止決定によって、経済的・社会的信用の低下等による無形損害が生じた旨を主張し、上場契約の債務不履行による損害賠償請求権に基づき、五〇億円の支払いを求めて提訴した。

なお、Xは、Aの循環取引等に関連し、Aの株式の売主であるC及びAの会計監査人であったD等を被告として、損害賠償請求訴訟を提起し、Cとの間では、同社がXに対して解決金三〇億円を支払う旨の和解が成立し、Dとの間で、DがXに対して解決金一億五〇〇〇万円を支払う旨の和解が成立している。

〔判　旨〕

「金融商品取引所が定めた上場廃止基準に該当するかどうかが判断される場面においても、原則として当該基準を作成した金融商品取引所自身の判断が尊重されなければ、取引所の専門的知識の活用による機動的かつ適正な発行会社に対する規制や、投資家の幅広い需要に応じた様々な金融商品市場の開設を通じて、法の目的を達成しようとした上記法一一七条の趣旨を十分に実現することはできないといえる。

これに加え、本件廃止基準においては『影響が重大であるとYが認めた場合』という文言が用いられており……、Yが判断権を有することが明確に規定されていることにかんがみると、監査報告書等に意見不表明と記載された場合の影響が重大であるという本件廃止基準の要件を満たすものであるか否かを判断するにあたってはYに広範な裁量権があることを否定できず、したがって、本件意見不表明の影響が重大であることを前提に、本件処分を行ったYの行為が本件上場契約に違反することになるのは、Yが上記裁量権を逸脱し、またはこれを濫用した場合に限られるものと解するのが相当である。

そして、監査報告書等に意見不表明と記載された場合の影響が重大であるか否かの判断は、意見不表明とされた原因や当該原因が影響を及ぼす事項やその範囲、当該事項が金融商品の取引において有する意味など、諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであることにかんがみれば、このような裁量権の逸脱濫用があったか否かについては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、または、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合等に限り、裁量権の範囲を逸脱し、または、これを濫用したものと解するのが相当である。」

「本件では、本件意見不表明の原因がAグループの中間

財務諸表項目やAの株式の評価に対して、監査法人が十分な監査手続を実施できなかったという点にあること……、本件処分の前年である平成一八年六月期のXの中間連結財務諸表において、Aグループの売上等が占める割合が総資産額において約五一％、売上高において約七三％、当期純利益において約七七％であったこと……が認められ、これらの事実によれば、平成一九年六月期のXの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において、本来であればXの連結業績ないし財務状況について大きな影響を持つはずのAグループに関する事項について、客観的な信頼性が担保された数値が示されないという結果が生じたものであることは明らかである。

そうすると、投資者からみれば、少なくとも平成一九年六月のXの中間連結財務諸表及び中間財務諸表は、投資判断の際に依拠するに耐えられるものではなかったことになる。

Yは、この点を重視し、さらに投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものではないことが明らかであると認めるに足る特段の事情が確認できなかったことから、本件意見不表明による影響が重大であると認めたものであり……、この本件意見不表明の影響が重大であるというYの評価が明らかに合理性を欠いたものであって、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認めることはできない。」

「これに対し、Xは、……、Xが平成一九年三月五日及び同月二九日にAの株式を第三者に譲渡したこと……等の事情を挙げ、Yの本件処分が違法である旨主張する。」

Aの株式を第三者に譲渡したことについては、「確かに、Aの株式を第三者に譲渡した以上、AがXの連結子会社ではなくなるのだから、Aの業績がそれ以降、Xの決算に影響を及ぼさないことになるといえる。

しかし、そのような措置を執っても、本件で問題となっているXの第一一期半期報告書における意見不表明の状態が解消されるわけではなく、上記のとおり、第一一期におけるXの中間連結財務諸表の適正さが監査法人によって担保されていないという状況が解消されるわけではない以上、上記……の事実が存在するにもかかわらず本件意見不表明の影響が重大であるとしたYの判断が事実に対する評価が明らかに合理性を欠き、あるいは、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。」

〔研　究〕

判旨賛成。

一　本判決の意義

本件は、上場廃止処分が上場契約に違反したものであるとして、債務不履行を原因とする損害賠償請求の可否が争われた事案である。これまで、金融商品取引所の上場廃止処分を巡って争われた裁判例としては、上場廃止処分の意思表示の効力の停止等を求めた仮処分命令申立事件があるが、本件のような損害賠償請求事件は見当たらない。本判決は、上場廃止処分の判断の適法性に関して一定の基準を提示しており、重要な意義を有する。

二　上場廃止処分の判断における取引所の裁量

金融商品取引法（以下、「金商法」という）一一七条四号（現行法では一一七条一項四号）は、有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法に関する細則については、金融商品取引所が定めるとしている。同規定の趣旨について、本判決は以下のように判示した。すなわち、「いかなる場合に当該金融商品取引所の開設する金融商品市場に上場されている金融商品を上場廃止にするかという問題については、金融商品市場における取引が多様かつ流動的なものであって、その時々の取引の実情に応じた機動的な対応を行う必要があり、そのためには法令に廃止基準を予め規定しておくという方法が適さないことに加え、……多様かつ流動的な証券取引については高度な専門的、技術的知識が求められることから、そのような取引に精通している金融商品取引所自身が上場廃止基準を作成することで、発行会社に対してより適切な規制が行われることが期待されるとともに、金融商品取引所自身が創意工夫をこらした基準を設けることで発行会社や投資家の幅広い需要に応じた金融商品市場が開設されることにより、金融商品等の取引の公正や円滑化等が図られ、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資するという法の目的（法一条）を達成することができるという点にある」とした。

さらに、上場廃止基準の該当性判断について、本判決は、市場開設・運営主体者としての金融商品取引所の判断を尊重しなければ、金商法一一七条四号の趣旨を実現できないことから、金融商品取引所に判断権を認めた。これらの判旨は市場の現場での機動性や柔軟性・適切性等といった証券市場における自主規制機関（同法八四条）の役割・機能を踏まえており、基本的に適切な判示と評価できる。

このように、本判決は、金融商品取引所の裁量をその専門性から積極的に肯定する。これに加え、本判決は、本件

廃止基準において「影響が重大であると当取引所が認める場合」という文言が用いられていることから、取引所が判断権を有すると判示した。本件当時、東京証券取引所は、同取引所の有価証券上場規程で、上場廃止基準として、「有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当該取引所が認める場合」または「財務諸表等に添付される監査報告書……において、公認会計士等によって、……『不適正意見』または『意見の表明をしない』旨……が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合」と定めていた（有価証券上場規程（改正前）六〇一条一項六号）。

この点に関しては、上場廃止基準の文言のみならず、上場廃止基準に従った上場契約の解釈も必要であると考える。株券の上場に際し、金融商品取引所と発行会社との間には上場契約と呼ばれる契約が締結される。上場契約は、上場することそれ自体を契約しているものではなく、金融商品取引所が現に制定し、及び将来制定または改正することのある上場規程等の諸規則（上場廃止基準もこれに含まれる）を遵守することについて、発行会社が同意する書面と解されている（鈴木竹雄＝河本一郎『証券取引法〔新版〕』〔一九八四年〕四二六頁、神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編著『金融商品取引法コメンタール〔第三巻〕』〔二〇一二年〕六三〇頁〔廣瀬康〕）。すなわち、上場廃止基準は、上場契約の一部として、上場会社に効力を及ぼすこととなる。したがって、「影響の重大性」の判断について、発行会社は、金融商品取引所の判断を尊重すべきである。このように、上場契約の解釈から、本判決の立場は正当と考えられる。

三　裁量権の逸脱濫用の判断基準

前述したように、金融商品取引所の専門性及び上場廃止基準に従った上場契約の解釈に鑑みると、取引所に裁量権が認められることは当然である。もっとも、取引所に裁量権を認めるとして、その裁量権を逸脱した判断を行うことは許されない。取引所が行った判断の当否は（裁量権の逸脱があったかどうかは）、取引所規則というものの法的規範性から客観的基準に従って判断されなければならず、司法判断に服することになる（森本滋「判批」竹内昭夫編『新証券・商品取引判例百選』別冊ジュリスト一〇〇号〔一九八八年〕五一頁）。この点、本判決は、裁量権の逸脱濫用の判断基準を提示しており、重要な意義がある。すなわち、「このような裁量権の逸脱濫用があったか否かについては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提

とした上で、その基礎とされた重要な事実に誤認があると等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、または、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合等に限り、裁量権の範囲を逸脱し、または、これを濫用したものと解するのが相当である」とした。

こうした本判決が示した判断基準は、いわゆる「経営判断の原則」に近いといわれている（松岡啓祐「判批」金融・商事判例一四二七号〔二〇一三年〕五頁、川口恭弘「判批」私法判例リマークス四八号〔二〇一四年〕七六頁）。もっとも、金融商品取引所の場合、一般の企業とは異なり、株式会社化により取引所業務の営利性を持つ一方、市場運営の公共性（金商法一条、一一〇条等）を確保しなければならない。金融商品取引所による上場廃止処分の適法性を判断するにあたって、「経営判断の原則」に類似した基準を用いて取引所の広範な裁量権を肯定することに疑問を禁じえない。

一般の企業の場合、冒険的で大胆な経営判断が不可欠であり、取締役に広範な裁量権を認めないと、経営活動は萎縮してしまうかもしれない。そこで、当該状況下で事実認識・意思決定過程に不注意がなければ、取締役には広い裁量の幅が認められることを判示する裁判例は多い（江頭憲治郎『株式会社法〔第五版〕』〔二〇一四年〕四六二頁～四六四頁参照）。こうした評価枠組みをアメリカの州法上の「経営判断の原則」に類似すると指摘する見解がある。

これに対して、金融商品取引所による上場廃止処分は、発行会社に重大な影響を与えるとともに、多数の既存株主等の利益を害するものであるため、より慎重な審査が求められる。そこで、発行会社の株券の上場を継続することが市場に及ぼす影響（投資者の投資判断への影響等）、上場廃止によって当該会社・その株主が被る不利益を比較衡量し、上場廃止があらゆる面からみて当然であると認めたときにその処分を決定すべきである（神崎克郎「判批」判例タイムズ二七四号〔一九七二年〕八六頁、森本・前掲五〇頁）。

「影響の重大性」が上場廃止の要件とされたのは、上場廃止が発行会社等に及ぼす影響の大きさなどから、上場廃止を限定的とする趣旨であると考えられていた（松尾直彦『金融商品取引法〔第三版〕』〔二〇一四年〕四七九頁）。これまで、学説（神崎・前掲九〇頁、森本・前掲五一頁）及び裁判例（東京地判昭和四六年一一月一五日判例時報六五

○号九二頁及び東京地決平成一八年七月七日判例タイムズ一二三二号三四一頁）では、一般的に、「影響の重大性」の判断は、取引所の裁量に委ねられるものではなく、客観的に判断されると解されていた。もっとも、これまで上場廃止という取引所の決定が裁判所によって覆された事例がないことから、実際上は、上場廃止の判断については取引所に広範な裁量が認められていると評価できる（黒沼悦郎＝太田洋編著『論点体系　金融商品取引法〔第二巻〕』〔二〇一四年〕三一七頁〔小川宏幸〕）。

これに対して、本判決は、「確かに、上場廃止の可否が問題とされる場合、その廃止が認められれば、当該上場会社の関係者はもちろんのこととして、それに利害関係を有する投資家等の利益を大きく害するものであることからすれば、その判断には慎重さが求められ、恣意的な判断は許されないところではあるが、影響の重大性の判断には相当の幅があるのであり、その基礎となる事項についてみても、当該事案の場合にいかなる事項をそれぞれについてどの程度考慮するかは当該市場を運営する金融商品取引所の上場政策を加味した総合的判断にならざるをえないところであり、そこに専門的裁量権の行使が認められるべきは当然のことである」とした。

しかし、本件のような意見不表明の事案において、「影響の重大性の判断の幅」は、虚偽記載があった場合に比べて狭いと考えられる。有価証券報告書等の虚偽記載には多様なものが考えられ、市場への影響は、取引所の裁量によって判断されることに合理性がある。他方で、監査人による意見不表明は、財務諸表に関するもので、しかも会計の専門家による日常の監査の結果を反映したものである。もとより監査人の意見不表明があれば、その監査期間中の比較可能性が確保された財務情報が投資者に提供されないため、それ自体、金融商品取引市場の継続的投資対象としての適格性に重大な疑義を生ずる（柿崎環「判批」法学教室判例セレクト〔二〇一三年、Ⅱ〕二三頁）。

この点、本判決は、監査法人が十分な監査手続を実施できなかったことや、本件処分の前年のXの中間連結財務諸表においてAグループの売上等が占める割合の大きさなどの事実から、本件意見不表明が著しく不当とはいえないことを前提に、「投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものではないことが明らかであると認めるに足る特段の事情が確認できなかったこと」から、本件意見不表明による影響が重大であると判示した。つまり、意見不表明があった場合、特段の事情がない限り、意見不表明による影響が重

大であると認められるのである。このように、本判決は「影響の重大性の判断には相当の幅がある」としているが、虚偽記載の事案と比較すると、意見不表明の事案においては事実上取引所の裁量の余地は限られている。それゆえ虚偽記載の事案では上場維持決定が行われた事案が相当数見られるのに対して、意見不表明の事案ではすべて上場廃止決定が行われている（松尾直彦「有価証券報告書等虚偽記載と取引所の上場判断の基準―オリンパスの事例を参考に―」商事法務一九六〇号〔二〇一二年〕九頁）。

また、取引所が上場廃止の決定を行う場合、発行会社の不利益を考慮すべきことは既述の通りである。虚偽記載の事案には、①発行会社の組織全体が関与したと認定されるものと②会社組織としての関与が認められないものがある。前者と比較すると、後者の場合においては、発行会社の不利益を考慮すべき必要性が高いと考えられる。他方で、意見不表明は、十分かつ適切な監査証拠が入手できないなど、会社側の対応に問題がある場合に記載されることから考えると、取引所として、発行会社の不利益を考慮すべき必要性は、虚偽記載があった場合に比べて小さい、と解する見解がある（川口・前掲七七頁）。

この点、本判決は、Aの不正発覚時のXの会計上の措置や故意ではなかったこと、その後のAの全株式の譲渡などの事情について、公認会計士等による監査の趣旨を踏まえつつ、投資者の投資判断の困難さや危険性を直ちに治癒するものではないなどと判示した。もっとも、Aの株式を第三者に譲渡したことについては、AがXの連結子会社ではなくなるのだから、Aの業績が平成一九年六月期以降、Xの決算に影響を及ぼさないことになるといえる。そのため、意見不表明の状態がいずれ解消されるので、直ちに上場廃止としなくてもよいようにも思える。他方で、投資者からみれば、少なくとも平成一九年六月期のXの中間連結財務諸表及び中間財務諸表は、投資判断の際に依拠するに耐えられるものではなかったことになる。また、Aを買収する前後の事情を考えると、確かにXとしては不運な面がないともいえないものの、子会社の管理に問題があったことは事実である。そこで、Xの株式を直ちに上場廃止としなくても、市場・投資者に注意を喚起するために他の株式と区分し、内部管理の改善を促すべきである。しかし、本件当時、いわば執行猶予的な制度である「特設注意市場銘柄」制度（後述）はまだ導入されておらず、上場廃止の可否が問題とされる場合、取引所は「上場維持」か「上場廃止」か二者択一で判断せざるをえなかったのである。その意味

では、投資者保護の責務を負う金融商品取引所として、Yが本件上場廃止処分を行ったのはある程度やむをえない。

四　特設注意市場銘柄制度の導入及び上場廃止基準の改正

東京証券取引所（以下、「東証」という）は、上場規則の実効性確保手段の多様化を図る観点から、特設注意市場銘柄制度を平成一九年一一月に導入した。同制度では、上場規則違反を行った上場会社について、直ちに上場廃止としなければ市場秩序の維持が困難であるような場合を除き、投資者に注意を喚起しつつ上場会社に内部管理体制の改善を促すため、三年以内の内部管理体制の改善を条件に上場を維持することとされていた。

しかしながら、特設注意市場銘柄への指定は上場廃止に準ずる措置であるにもかかわらず、その趣旨が十分に認識されずに単なる上場の維持と誤解されているとの指摘もあり、投資者への注意喚起機能が適切に発揮されていない可能性も存在していた。また、影響の重大性という上場廃止基準を巡っては、不明確だといった批判も根強かった。さらには、企業会計審議会における監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に係る議論においても、監査人の対応が直ちに上場廃止に直結しないことが明らかにされるような制度的な手当が必要との指摘から、「上場廃止ルールのあり方（不適正意見や意見不表明の取扱い）」が検討項目のひとつとして取り上げられた。これらを踏まえ、虚偽記載等に係る上場廃止基準の取扱いを明確化して投資者の予見可能性を向上させるとともに、特設注意市場銘柄制度を上場規則の実効性確保手段として積極的に活用していく観点（東証「特設注意市場銘柄の積極的な活用等のための上場制度の見直しについて」〔平成二五年六月一七日公表、東証ホームページ参照。以下、「原案」という〕一頁）から、東証は、平成二五年八月七日、上場廃止基準や特設注意市場銘柄制度を見直す規則改正等を行い、同月九日から施行した。

有価証券報告書等の虚偽記載や不適正意見等を理由とする上場廃止について、東証は、従前の影響重大性要件を「直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認めるとき」に改正した（有価証券上場規程六〇一条一項一一号）。また、特設注意市場銘柄制度については、指定対象を拡張すると同時に、指定後に内部管理体制等を改善すべき改善期間を、従来の「三年」から「一年」に短縮した（同規程五〇一条一項二号・二項、六〇一条一項一一号の二）。

なお、「直ちに上場廃止としなければ市場の秩序を維持

することが困難であることが明らかである」か否かの審査は、「有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響その他の事情を総合的に勘案して行う」とされている（東証「上場管理等に関するガイドライン」Ⅳ3）。この上場廃止基準の明確化の説明として、上場前から債務超過であったなど虚偽記載により上場基準の著しい潜脱があった場合や、実態として売上高の大半が虚偽であったなど虚偽記載により投資者の投資判断を大きく誤らせていた場合など、そのまま当該銘柄の上場を維持すれば当取引所の金融商品市場に対する投資者の信頼を著しく毀損すると認められる場合が挙げられている（東証・前掲原案二頁）。

本件では、平成一八年六月期のXの中間連結財務諸表において、Aグループの売上高が占める割合は約七三％に達しており、AはXが同社の株式を取得する以前から循環取引等を行っていた。また、Aは平成一九年一月に破綻するまでの五年間で売上高全体の九六・三％に当たる計一一三六億円を水増ししていた（日本経済新聞二〇〇八年六月一九日付大阪朝刊社会面一六頁）。AがXの主要部門と認定されれば、改正後の上場廃止基準によると、Xも前記の「実態として売上高の大半が虚偽であった」場合に該当し、